

東成区役所における随意契約(特名随意契約)結果(業務委託)

様式13

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	国産木材を活用した大阪市東成区役所 庁舎整備業務委託	その他	株式会社乃村工 藝社	45,507,000	令和6年7月31日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2 号	G5 (プロポーザル方式による)	—

地方自治法施行令第167 条の2 第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

随意契約理由書

1 案件名称

国産木材を活用した大阪市東成区役所庁舎整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社 乃村工藝社

3 随意契約理由

本業務は、東成区役所の来庁者にとってわかりやすく、快適で利用しやすい区役所づくりのため、森林環境譲与税を活用し、国産木材を使用した庁舎の木質化・木製什器類の導入、案内サインの整備を実施し、来庁者にとって魅力ある区役所づくりを実現することを目的とする。業務の性質上、事業者のもつ経験、技術力、企画力が必要となるため、その性質及び目的が競争入札に適さず、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社乃村工藝社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社乃村工藝社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所 総務課（電話番号 06-6977-9626）